障害児支援に係るその他の成果目標について

障害児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保

【国　基本指針】
障害児相談支援については、障害者に対する相談支援と同様に、質の確保及びその向上を図りながら、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて、のぞまないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図りつつ、地域における多様な障害児及びその家族を支援する観点から、令和十一年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。

＜成果目標新設の理由＞

※こども家庭庁「第４期障害児福祉計画の策定に係る留意事項」より

障害児等に係る相談支援の在り方については、「のぞまないセルフプラン」の解消に向けた相談支援体制の構築を図りつつ、地域における障害や発達に特性のあるこどもの状況は多様であることから、障害児通所支援を利用する前の段階や一般施策（保育所等）を利用している場合、セルフプランにより障害児通所支援を利用している場合等、児童福祉法の障害児相談支援に結びついていない障害児とその家族を支援する観点から、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、ライフステージを通じた伴走的な相談支援の体制を確保する

＜国が想定する取組例＞

発達支援コーディネーター等の特定の支援者による伴走支援

こどもの発達の状況や家族の状況等を踏まえた支援シート等のツールによる情報の引継ぎ・支援機関の連携による伴走支援

こどもと家族をまんなかにした定期的に関係者が集まって必要な情報の共有や支援のモニタリング等を行う支援会議による伴走支援

国の基本指針	都の考え方（案）
【新規】 令和十一年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標を設定

強度行動障害の状態のある児の支援のための体制の整備

【国　基本指針】
強度行動障害の状態にある児の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和十一年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

＜成果目標新設の理由＞

※こども家庭庁「第４期障害児福祉計画の策定に係る留意事項」より

強度行動障害の状態にある児については、現状では障害児支援において受入れが困難なために同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあることも踏まえ新たに設定

＜ニーズ把握の例＞

全国特別支援学校（知的障害）における強度行動障害の児童生徒等に関する実態把握の結果

- 強度行動障害児支援に係る加算算定状況
- 放課後等デイサービスにおいて強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の修了者を配置し、個別サポート加算（Ⅰ）の算定事業所における支援状況
- 障害福祉サービスを利用している行動関連項目10点以上の15歳以上の児に対する事業所における支援状況

国の基本指針	都の考え方（案）
【新規】 令和十一年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	国の基本指針に即しつつ、実績等を踏まえて目標を設定